

# 介護基盤緊急整備等臨 時特例交付金の概要

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業  
（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要

1 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

(1) 特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

(2) 特別対策の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 既に実施している事業

② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

④ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金

事業の実施に定める特別対策偉業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対し助成を行う。

#### 6 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

① 第一次協議：第4期事業計画分 + 「上乗せ整備分」 + 既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。

② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。の2回に分けて行うことを予定している。

#### 7 補助率

定額

<b>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧</b>
----------------------------------

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
1 介護基盤の緊急整備特別対策事業	① 小規模施設（定員29名以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模特別養護老人ホーム</li> <li>・ 小規模老人保健施設</li> <li>・ 小規模ケアハウス（特定施設）</li> </ul> [以上3施設はユニット方を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 認知対応型デイサービスセンター</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護ステーション</li> <li>・ 介護予防拠点</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る）</li> </ul>	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
2 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業	① 広域型施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 老人保健施設</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 老人短期入所施設（併設を含む）</li> </ul>	消防法施行令改正に伴い sprinkler 設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であって sprinkler 未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
※ 設置主体が地方公共団体等であることを除く。	② 有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）		
	③ 小規模多機能型居宅介護事業所 （275㎡以上であり、かつ、要介護3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であって sprinkler 未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

## 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の配分方法等について

- 1 予算額 約 2,495億円
- (1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業 約 2,212億円
- (2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 約 283億円
- 2 予算額の配分基礎単価
- (1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業 約 2,212億円  
「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。
- ア 一床あたりの単価設定
- ・小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム 350万円（※）×定員数
  - ・小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス 350万円（※）×定員数
- イ 一施設あたりの単価設定
- ・小規模（定員29人以下）の老人保健施設 4,375万円（※）/一施設
  - ・認知症高齢者グループホーム 2,625万円（※）/一施設
  - ・小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） 2,625万円（※）/一施設
  - ・認知症対応型デイサービスセンター 1,000万円 / 一施設
  - ・夜間対応型訪問介護ステーション 500万円 / 一施設
  - ・介護予防拠点 750万円 / 一施設
  - ・地域包括支援センター 100万円 / 一施設
  - ・生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） 3,000万円 / 一施設
- ※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。
- (2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 約 283億円

ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設[併設を含む]
- ・有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面積要件	㎡当たりの単価
275㎡以上～1,000㎡未満の場合	9千円 / ㎡ × 面積
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円 / ㎡ × 面積

### 3 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

#### (1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約}2,212\text{億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要額 = 第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込額 + 「上乗せ整備分」の所要見込み額

#### (2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

$$\text{約}283\text{億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

### 4 都道府県と市町村事業の配分について

都道府県は、1の(2)の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙1の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。